第２回　副首都指定の実現に向けた連絡会議　次第

日時：令和８年９月３０日（水）
（　書　面　開　催　）

議題

「副首都・福岡県」の実現に向けた要望について

「副首都指定の実現に向けた連絡会議」　出席者名簿

部署名	役職	氏名
福岡県　政策企画部	部長	吉田　聡
福岡市　総務企画局	理事	髙橋　伸也
北九州市　政策局	局長	遠坂　佳将

資料１

「副首都・福岡県」の実現に向けた要望（概要）

１　趣旨

副首都整備法の施行に向け、指定要件等に県・両政令市の意見が反映されるよう求めるとともに本県の副首都指定に向けた三者の強い意思を伝えるため、政府・与党に対し、共同要望を行う。

２　実施日

令和８年１０月５日（月）　１０：００～１０：１５

３　要望者

服部福岡県知事、高島福岡市長、武内北九州市長

４　主な要望内容

・国全体の代替性を確保する複数指定
・地域の特性に応じた「必要な地方行政体制」の制度設計
・国の出先機関等の機能強化
・多極分散型経済圏の形成に向けたインセンティブの具体化

５　要望先

・藤井副首都整備等推進担当大臣
・自民党
・日本維新の会

副首都整備等推進担当大臣

藤井　比早之　殿

「副首都・福岡県」の実現に向けた要望（案）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律」が成立いたしました。国家社会機能の継続性を確保し、多極分散型経済圏の形成を通じて我が国経済の成長を図るための、歴史的な一歩です。福岡県、福岡市及び北九州市は、「副首都・福岡県」の実現を目指すことを、ここに明確に表明いたします。

我々が副首都を目指すのは、一地域の発展のためではありません。大規模災害から国家の機能を守り、国民の命と暮らしを守る。そして、東京一極集中の脆弱性を克服し、我が国の新たな成長を切り拓く。この国家的使命を果たすためです。我々が目指すのは、単なる東京圏のバックアップではありません。非常時には首都中枢機能を代替して国家社会機能を維持し、平時には国内外から企業、人材、投資を呼び込み、アジアの活力を九州、西日本、そして我が国全体に広げる。危機に強く、新たに成長を生み出す副首都です。

福岡県は、日本海側に位置し、東京圏との同時被災リスクが相対的に低い地域です。九州における行政、経済、学術研究、交通・物流等の中枢であり、１２省庁の地方支分部局が置かれ、人口は約５００万人、県内総生産２０兆円を超える規模を有しています。また、福岡市と北九州市という異なる強みを持つ２つの政令指定都市を擁しています。

さらに、本県は、“商都”福岡市を中心に国際・商業機能が集積する「福岡地域」、“工都”北九州市を中心にものづくり、環境・エネルギー、物流に強い「北九州地域」、ＩＴ・先端技術に強い「筑豊地域」、農林水産業、バイオ・医療等の多様な産業を擁する「筑後地域」が、それぞれの強みを生かし、相互に補完し合っています。

また、県内では、これまで「グリーンアジア国際戦略総合特区」、「グローバル創業・雇用創出特区」、「金融･資産運用特区」、「スタートアップ・エコシステム拠点都市」、「ＧＸ戦略地域」など、国の政策に基づく指定・認定を重ねてきました。

国の「地域未来戦略」の下でも、洋上風力、フィジカルＡＩ、半導体、先進モビリティ、資源循環の各分野で、世界をリードする産業集積の形成に取り組んでいます。

こうした取組は、単なる地域振興の実績ではありません。福岡が、国の成長戦略と経済安全保障を担う戦略拠点としての力を備えていることの証左です。

これらの強みと実績を国家戦略へと高め、福岡県、福岡市及び北九州市が固く連携し、県内市町村や経済界とも力を合わせ、「オール福岡」で、我が国の強靭化と新たな成長を支える国家的使命を担います。

東京を中心に見れば、福岡は西の端にあります。しかし、アジアから見れば、まさに「日本の正面玄関」です。この地から、「東京一極集中から、多極分散型の日本へ」という歴史的な転換を牽引し、「副首都・福岡県」を実現する。それが、我々の決意です。

この決意の下、法の趣旨及び国会における議論を踏まえ、「副首都・福岡県」の実現に向け、下記の事項について強く要望いたします。

記

１　国全体の代替性を確保する複数指定

副首都の指定に当たっては、我が国が直面する大規模災害について、東京圏と各指定候補道府県との同時被災リスクを、科学的・専門的知見に基づき総合的に評価し、国家全体として確実な代替性及び冗長性を確保できるよう、複数の道府県を指定すること。

２　地域の特性に応じた「必要な地方行政体制」の制度設計

連携協約の内容については、特別区の設置に相当する権限の一元化や移管を前提とせず、共通方針の策定、役割分担、意思決定の手続及び共同実施等を適切に組み合わせた連携を可能とするなど、地域の特性に応じた柔軟な制度設計とすること。

また、複数の政令指定都市を有する府県については、府県と両政令指定都市が連携協約を締結するなど、地域の特性に応じた体制を構築できることを明確にすること。

３　国の出先機関等の機能強化

副首都が首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うことを踏まえ、国の出先機関等に求められる機能及び配置の考え方を示すとともに、国の機関等の拡充・移転･再編も含む拠点整備を推進すること。

４　多極分散型経済圏の形成に向けたインセンティブの具体化

副首都を中核とする多極分散型経済圏の形成に向け、企業の本社機能、業務継続機能、研究開発機能等の立地・移転を促進するため、新たな制度の創設や既存制度の拡充を含め、規制緩和、税財政措置その他実効性あるインセンティブを具体化し、副首都の指定と一体的に講ずること。

令和８年１０月

福岡県知事　　服部　誠太郎
福岡市長　　高島　宗一郎
北九州市長　　武内　和久